平成２８年（フ）第６４３０号
東京都東久留米市本町１丁目10―７―101
債務者　崎山恵美子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４３１号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地２―10―115
債務者　宮川　秀忠
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４３７号
東京都板橋区板橋３丁目20―４―105
債務者　木村　武樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４４０号
東京都江戸川区東小岩５丁目16―７　グレースコートＦ303
債務者　山田　広樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４４２号
東京都調布市入間町１丁目42―46
債務者　渡部　義貴
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４４４号
東京都中野区江原町２丁目18―16―201
債務者　吉能　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０１号
東京都東大和市清水６丁目1142番地の３
債務者　白井美智子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５４号
北海道旭川市東光５条１丁目６番１号　リバーデンス東光402号室
債務者　松本　　照
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０号
北海道旭川市末広５条９丁目４番14号　Ｎ＆Ｋマンション　201号室
債務者　齊藤　貴紀
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
北海道旭川市緑が丘２条２丁目１番地の１
市住Ａ３―11―21
債務者　木下　弓子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
北海道旭川市東光７条１丁目３番９号
債務者　神山クニヨ
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
北海道旭川市永山６条16丁目４番10号　オクテンアパートＡ２―１Ｆ
債務者　竹内　正夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
北海道旭川市春光７条８丁目２番18号　コーポやまこし207号
債務者　山越寿南元
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６９号
栃木県宇都宮市石井町3431番地３　ホリディーハウスＢ―207号、前住所広島県広島市西区小河内町２丁目20番５―603号
債務者　原田　郁弥
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８１号
栃木県宇都宮市御幸町297番地６　道下コーポ106号
債務者　小島　謙一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係